

大分市空き家等利活用事業（令和7年度）

【概要】

本市の空き家等の利活用を促進するため、空き家等を改修して「大分市住み替え情報バンク*1」（以下「バンク」という。）に登録した場合や、バンクに登録されている空き家等を移住者が購入した場合、地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に、経費の一部を補助します。



【制度の内容】

○補助の対象となる空き家等（以下の全てを満たしている空き家等が対象となります。）

- ① 市内に存すること。
- ② 現に居住しない又は近い将来居住しないものであること。（転用促進事業は現に居住しないものに限る。）
- ③ 居住の用に供する一戸建て（店舗又は事務所等の用途を兼ねるものを含む。）であること。
- ④ 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ⑤ 未登記のものでないこと。
- ⑥ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅*1については、事業終了時まで耐震性を有していること。
- ⑦ バンクに登録されている物件であること。（移住者購入補助事業のみ）

*転用促進事業にあつては、③の要件は必要としません。

*移住者購入補助事業については、木造の住宅に限り、補助金申請時まで耐震性を有していること。

補助事業	事業の内容	補助対象者	補助率	上限
流通促進事業	補助対象空き家等の改修*4を行い、バンク*1へ登録する。	補助対象空き家等の所有者等（個人）	1/2	50万円
家財整理促進事業*3	補助対象空き家等内にある家財を整理、搬出、搬出後の住居部分の清掃を行い*4、バンク*1へ登録する。	補助対象空き家等の所有者等（個人）	10/10	10万円
転用促進事業	補助対象空き家等の改修*4を行い、福祉・文化施設等の用途に転用する。*2	補助対象空き家等の所有者等又は所有者等から改修について承認を得た者（個人又は法人）	1/2	100万円
移住者購入補助事業	移住者がバンクに登録されている空き家等を購入する。	移住者*5（個人）	10/10	50万円

*1 空き家・空き地の利用を希望する人に情報を提供するシステム。

*2 10年以上当該用途として活用するものであって、市長が地域活性化に資すると認めるものに限る。

*3 家財整理促進事業と流通促進事業は併用することができる。

*4 改修工事や家財の整理、搬出、搬出後の住居部分の清掃に要する費用として事業者に支払う経費。

*5 住民票を移す直前に連続して1年以上県外に在住し、本市へ移住して1年を経過していない者。

【注意】改修や整理を完了させた後、遅くとも1月末日までに実績報告の提出が必要となります。

お問い合わせ先
大分市 土木建築部 住宅課
TEL：097-585-5072
FAX：097-536-5896
E-MAIL：jyutaku@city.oita.oita.jp

詳細についてはお問合せ下さい。
なお、いずれも予算の範囲内となります。



空き家3兄弟